

1,4-ジオキサンの排除基準追加に係る概要

1. 下水道法施行令の内容

(1) 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準（政令第9条の4）

特定事業場からの下水の排除の制限について、1,4-ジオキサンに係る排除基準を
0.5 mg/L とする。 [直罰基準]

(2) 除害施設の設置等に係る下水の水質の基準（政令第9条の10）

除害施設の設置等必要な措置の義務付けについて条例^{*}で定めることのできる1,4-ジオキサンに係る排除基準を0.5 mg/L とする。（政令第9条の4の基準値読み込み）

^{*} 除害施設の設置等に関する条例の基準（川崎市下水道条例第8条の2）

除害施設等の設置に必要な措置の義務付けに関する条例の基準について、1,4-ジオキサンに係る排除基準を0.5 mg/L（入江崎・加瀬・等々力・麻生処理区）とする。（政令第9条の4の基準値読み込み） [除害施設設置基準]

2. 本市における下水道への排除基準

1,4-ジオキサン（平成24年5月25日施行）

入江崎・加瀬・等々力・麻生処理区	
直罰基準	除害施設設置基準
0.5mg/L	0.5mg/L

(留意事項)

(1) 下記の業種に属する特定事業場からの排除水に係る直罰基準は、施行日から9年間は（ ）内の基準が適用される。

- ① エチレンオキサイド製造業 （ 3 mg/L）
- ② エチレングリコール製造業 （ 3 mg/L）